

(秋田県)計画変更確認申請に係る取扱い一覧表

規則第3条の2 の区分		計画変更確認申請が不要		計画変更確認申請が必要	計画変更床面積 の算定方法
		① 規則で定める 軽微な変更	② ①に準ずる軽微な 変更	③ ①、②以外の変更	
一 項	一号	略		都市計画区域内において敷地に接する道路の幅員が小さくなる場合	0 m <sup>2</sup>
	二号	略		変更前の敷地の一部が除かれる場合	0 m <sup>2</sup>
	三号	略		建築物の高さが増加する場合(最高高さ、軒の高さ)	0 m <sup>2</sup>
	四号	略		建築物の階数が増加する場合	増加した階の床面積
	五号	略		都市計画区域内において建築面積が増加する場合	0 m <sup>2</sup>
	六号	略	防火、準防火地域以外で、床面積が10m <sup>2</sup> 以下の増加をする場合	床面積が増加する場合	増加部分の床面積
	七号	略		類似の用途相互間以外の用途変更により一号建築物に用途変更する場合	変更部分の床面積
	八号	略		①の変更に係る部材以外の部材の応力度に変更が生ずる場合	0 m <sup>2</sup>
	九号	略		主要構造部である間仕切壁及び防火上主要な間仕切り壁の位置を変更する場合	0 m <sup>2</sup>
				内装制限を受ける室内の仕上げ材を防火上同等未満の性能の材料に変更する場合	0 m <sup>2</sup>
				耐火・防火性能が要求される床、壁等を同等未満の性能の構造に変更する場合	0 m <sup>2</sup>
				防火設備が要求される防火設備を同等未満の性能の防火設備に変更する場合	0 m <sup>2</sup>
				化学物質の発散制限を受ける室内の仕上げ材料を要求される同等未満の性能の仕上げ材料に変更する場合	0 m <sup>2</sup>
十号	略		内装制限を受ける室内の仕上げ材を防火上同等未満の性能の材料に変更する場合	0 m <sup>2</sup>	
			耐火・防火性能が要求される床、壁等を同等未満の性能の構造に変更する場合	0 m <sup>2</sup>	
			防火設備が要求される防火設備を同等未満の性能の防火設備に変更する場合	0 m <sup>2</sup>	
			化学物質の発散制限を受ける室内の仕上げ材料を要求される同等未満の性能の仕上げ材料に変更する場合	0 m <sup>2</sup>	
十一号	略		特定天井の材料の変更又は強度若しくは耐力が減少する場合	0 m <sup>2</sup>	
			特定天井以外の天井を特定天井にする場合	0 m <sup>2</sup>	
十二号	略		同等未満の性能の材料・設備に変更する場合	0 m <sup>2</sup>	
十三号	略	くみ取りから浄化槽への変更		0 m <sup>2</sup>	

	十四号	略		規則第3条の2第14号イ(1)に規定する変更の場合	0 m <sup>2</sup>
				規則第3条の2第14号イ(2)に規定する変更の場合	0 m <sup>2</sup>
				規則第3条の2第14号ロに規定する変更の場合	0 m <sup>2</sup>
	十五号	略	建築設備の変更		0 m <sup>2</sup>
その他				都市計画区域内での建築物の配置の変更により、延焼のおそれのある部分が生じる場合及び道路斜線等高さ制限等に影響がある場合	申請に係る建築物の延べ面積
				法35条に規定する建築物の配置を変更する場合	0 m <sup>2</sup>
				筋違い(壁量)の変更で、壁量が減少する場合	壁量が減少する階の床面積
				主要構造部・構造耐力上主要な部分の変更	申請に係る建築物の延べ面積
				建築物の屋上に広告塔等を設置する場合で建築物の構造耐力に影響を与える場合	0 m <sup>2</sup>
				定期検査報告を要する建築設備の変更	0 m <sup>2</sup>
				避難上、数・幅の制限を受ける開口部の数・幅が減少する変更	0 m <sup>2</sup>
				防煙区画の変更	0 m <sup>2</sup>
				配置図に記載されていない既存建築物を新たに追加する場合	0 m <sup>2</sup>

#### 【留意事項】

- 確認申請書及び添付図書に明示する必要のない事項の変更(建築基準法第6条の4の規定による確認の特例事項を含む。)については、「計画変更確認申請」の手続きは不要です。
- 変更内容が表の③に該当する場合において、変更内容を建築基準関係規定に照らして、「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が(変更前より)高くないことが認められる時は、「計画変更確認申請」の手続きは不要です。
- 確認の申請に当たってあらかじめ変更見込み事項への対応が当初の確認の申請に係る図書及び書類において検討されていると認められる場合は、「計画変更確認申請」の手続きは不要です。
- 確認済証の交付を受けた後に計画の変更を行う場合は、「計画変更確認申請」の手続きの要否について、事前に地域振興局建設部建築課に確認して下さい。
- 計画変更確認申請手数料の算定方法
  - 第一項六号の床面積が増加する部分については、増加部分の床面積に応じた秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(以下「手数料条例」という。)の規定による手数料となります。
  - 上記以外の変更部分については、表の「計画変更床面積の算定方法」の欄に記載された方法により算定された面積(変更部分が複数ある場合には、その合計面積)の2分の1の床面積に応じた手数料条例の規定による手数料となります。
  - (1)及び(2)両方の変更部分がある場合については、(1)及び(2)により算定した合計の床面積に応じた手数料条例の規定による手数料となります。
  - 計画変更に係る床面積が0㎡となった場合は、床面積30㎡以内として算定します。
  - (1)から(4)により算定した床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とします。